

大阪市営住宅共用部等照明器具LED化承認申請書

大阪市長 様

自治会等の名称.....
 代表者の役職名.....
 住 所.....
 代表者 市 営.....住宅.....号館.....号室
 TEL.....
 氏 名.....

大阪市営住宅共用部等照明器具LED化承認取扱要綱第6条第1項により〇〇住宅〇〇号館の入居者の総意に基づき、同住宅の共用部等の照明器具を次のとおり私たちの費用でLED化を行い、誓約事項について遵守しますので、承認されたく申請します。

記

- 1 LED化を行う範囲
 - 建物共用部分
 - 屋外部分 (防犯灯 駐輪場灯 ごみ置場灯)
- 2 LED化の内容
 - ランプの交換 (器具改造)
 - 器具の交換
- 3 添付資料
 - ①使用器具の仕様・規格を証明する資料
 - ※仕様や規格が分かるカタログ等を提出すること。
 - ②配置図・平面図・立面図 別紙のとおり.....枚
 - ※図面は必ず添付してください。また、図面には全ての照明器具を記載し、LED化する照明器具がわかるようにし、数量を記載すること。
 - ③電灯回路絶縁抵抗測定報告書
 - ※必ず電灯回路の絶縁測定を行い、報告すること。
 - ④報告書
 - ※共用部等照明器具LED化工事における入居者の総意に関する報告書

4 施工業者の誓約

弊社の工事の不備により、市営住宅等又は第三者に被害を与えた場合は弊社において責任をもって損害賠償を行います。

令和 年 月 日

所在地

施工業者 社 名

代表者

5 LED化承認申請者による誓約事項

- ①この申請は入居者の総意に基づくものです。
- ②本件に要する費用（設置費、維持管理費等）は、私たちが負担し、別紙1の「LED化維持管理基準」を遵守し、適正な維持管理を行います。
- ③施工方法については、大阪市の指示に従い必ず申請（図面等）どおりに施工します。
- ④必要がなくなったときは、私たちの費用で直ちに撤去し、原状回復を行います。
- ⑤他の入居者や近隣に迷惑をかけないようにし、LED化に起因する一切の事故、障害及び迷惑行為及び苦情（以下「事故等」という。）に責任をもって対処します。また当該事故等の責任を負います。
- ⑥他の工作物に支障をきたさないようにいたします。万一、支障が生じた場合は直ちに原状回復を行います。

6 役員の同意書

No.	役職名	氏名	居住住宅又は住所	
1			号館	号室
2			号館	号室
3			号館	号室
4			号館	号室
5			号館	号室
6			号館	号室
7			号館	号室
8			号館	号室
9			号館	号室
10			号館	号室

【大都整 第 号】

次の条件を付して承認します。

- 1 上記5の誓約事項を必ず守ること。
- 2 躯体に影響のないように工事を行うこと。
- 3 承認後は、速やかに工事を実施し、工事完了を報告すること。
- 4 自治会等の役員に変更があった場合は、当申請内容及び本市が付した条件についての引継ぎを行うこと。
- 5

令和.....年.....月.....日

大阪市長

○LED化承認基準

(共通)		
照度	既設蛍光灯照明器具と同等以上の照度を有すること。	
定格寿命	40,000時間以上とする。	
水銀灯	屋外の既設水銀灯照明器具(100W)を交換する場合は、LED化照明器具等への取替とし、既設水銀灯照明器具の配光を考慮して、設置すること。	
(直管形LEDランプを使用する場合)		
ランプ	質量	500g以下とする。
	口金	G13又はGX16t-5とする。
	仕様	既設蛍光灯照明器具の仕様に適合すること(G13のみ)。
	寸法	既設蛍光灯照明器具の寸法に適合すること。
	材質	直管形LEDランプ本体は、破砕されたときには飛散するおそれのないものであること。また、点灯時LED素子が目立たないようなものとする。
	保証(推奨)	メーカー保証期間は3年以上とする。
器具	既設蛍光灯照明器具使用	ソケット、電線、電源ターミナル(端子台)等に変色、硬化、ひび割れ、芯線露出などないこと。
		安定器は、回路から取り外すこと。
	器具取替	建設後10年以上経過していること。
		LEDランプ専用器具であること。 電気用品安全法(PSE法)の基準に適合していること。
落下防止対策	G13口金の直管形LEDランプについては、落下を防止する有効な措置を行うこと。また、既設照明器具を改造する場合は、住宅管理センターからソケットの交換を指示されたときは、申請者負担にてソケットの交換を実施すること。	
(一体型LED照明器具を使用する場合)		
器具	電気用品安全法(PSE法)の基準に適合していること。	
(LEDランプ(直管形は除く)を使用する場合)		
ランプ・器具	電気用品安全法(PSE法)の基準に適合していること。	

○LED化維持管理基準

維持管理	既設照明器具を利用した場合は、年1回以上、自治会等による目視点検を行うこと。LED化照明器具等単体での点灯不良については、まず申請者の責任において故障等の調査を行い、負担区分に応じた処理を行うこと。(本市の負担区分の範囲が原因であった場合においても、この調査に要した費用は、申請者負担とする。)
原状回復	申請を行った自治会等は、LED化照明器具等が必要となくなった場合又は、経年劣化によりその照度が不足し、その市営住宅等を管轄する住宅管理センターから改善を求められた場合は、その求めに応じ、全てのLED化照明器具等の原状回復を行うこと。

